「学校生活を有意義に」

大阪薫英女学院中学校高等学校
生活指導部

はじめに

本校は、英語教育を柱として国際社会で躍動する人材育成を図りつつ、生徒一人ひとりを大切にする精神に基づいた教育活動を展開しています。学校の主人公は皆さん一人ひとりです。お互いに好ましい人間関係を築き、本校の建学の精神である「人を敬う心（敬）」「人を信じる心（信）」「人を愛する心（愛）」を大切にし、心身共に健全な人に成長することを願っています。

さて、本校は中学校・高等学校を含めて、数百名の生徒が同じキャンパスで毎日生活しています。学校生活を楽しく、充実したものにするために、大切な約束事が以下に記されていますので、入学前に読んで理解しておいてください。

１．生活習慣

〔本校の始業時間　月曜～土曜　08：35　教室で点呼・朝礼〕

生活習慣の基本は、何といっても遅刻・欠席をしないことです。やむを得ず、病気などで遅刻・欠席をする場合は、必ず保護者が学校まで連絡してください。連絡なく遅刻・欠席をすると、早朝指導という特別指導を課すことになります。

さらに、高校では出席日数が全体の２／３以下の場合は、進級や卒業に支障が出ることがありますので、十分に注意してください。

また、一旦学校に登校したら、下校時間まで校外に出ることは原則禁止です。やむを得ず早退する場合は、養護教諭および担任にその旨を伝えて許可をもらい、帰宅後は速やかに学校まで安着連絡をしてください。

２．授業規律を大切に

毎日の授業は、学力を身につけるうえで最も大切なものです。そのため本校では、「ベル席」運動に取り組んでいます。「ベル席」とは、授業開始のベルが鳴るまでに各自の席に座り、授業態勢を整えることです。授業は全員のもので、身勝手な行動をして授業の雰囲気を壊すことは厳に慎むべきです。

また、授業に関係のない物品を学校に持ち込むこともやめましょう。教室は常に清潔に保ち、学習に取り組みやすい環境づくりを心掛けてください。

３．風紀上の諸注意

風紀上の注意は厳守してください。違反をすると、生徒反省指導規定の処分規定によって、無期停学・有期停学・戒告等の処分、および指導が課せられます。学校の指導に従わない場合は、退学勧告もありますので、以下の項目をよく読んで注意してください。

・服　装

本校では、服装はすべて指定しています。勝手に手を加えると、買い直してもらう場合がありますので、注意してください。夏服・冬服の着用期間が決まっており、カバン・下靴・上靴・くつ下も指定されています。いずれも名前を記入し、他人の物と間違えないようにしてください。制服以外の服装は違反となり、違反品を預かることがあります。

カバンは制カバンとサブカバンがあり、授業のある日やテスト日は制カバンを必ず携帯し、サブカバンのみでの登校は認めていません。授業がない学校行事だけの日は、サブカバンのみでの登校を認めています。カバンにおいても、制・サブの指定以外のカバンを所持した場合は、預かることがあります。

また、指導の過程で所持品検査をすることもありますので、あらかじめご了承ください。なお、ケガなどで制服等を着用できない場合は、生徒手帳にある「異装許可証」のページに事由等を保護者が記入し、担任に申し出てください。

・頭　髪

清潔で本校生徒にふさわしい髪型にしてください。パーマ・脱色・毛染め・エクステンション・奇抜な髪型は禁止です。違反があった場合は、美容院にてもとの状態に戻してもらいます。地毛が明るいなどの場合は、生活指導部で確認後、もともとの髪質であることを登録します。

・化粧、装飾品

化粧や装飾品（ピアス、指輪、ネックレスなど）の着用は禁止です。違反があった場合は、一週間の指導（「すっぴん指導」）を行ないます。また、「眉を書く」「色付き日焼け止め」「カラーリップ」「アイプチ」「カラーコンタクト」「ディファイン」なども化粧とみなし、禁止です。なお、化粧品や装飾品を所持していた場合は、所持品を預かった上で指導します。

・携帯電話、スマートフォン

携帯電話・スマートフォンの持ち込みは、原則禁止です。防犯や防災など、通学時の安全のために校内へ持ち込むことを希望する場合は、「登録希望用紙」に署名捺印の上、担任を通して生活指導部に申請してください。

校内への持ち込みは、登録用紙提出の上、「携帯電話・スマートフォンの電源を切って、カバンの中に入れておくこと」を条件に許可しています。カバンから出ていた場合、電源が切れていなかった場合（着信音が鳴ったなど）は、指導の対象となります。カメラとしての使用も認めません。

・電子機器

校内で使用を許可している電子機器は、「電子辞書」「電卓」「本校指定の iPad」のみです。その他の電子機器は使用禁止です。使用・持ち込みがあった場合は、携帯電話・スマートフォンと同様の対応をします。

なお、デジタルカメラについては、学校行事のときのみ使用を認めています（高校のみ）。

＜使用禁止の電子機器の例＞

本校指定外の iPad、スマートウォッチ、インターネット接続できるもの

ゲーム機、音楽再生プレイヤー、小型扇風機　他

・バイク、原動機付き自転車

免許証の取得は一切禁止です。

・アルバイト

本校では、学業への集中および付随的弊害（特に金銭の使途、危険な交友関係など）を考え、アルバイトは原則禁止しています。ただし、長期休暇期間中（夏休み・冬休み・春休み）に限り、家庭の経済的、その他やむを得ない事情でアルバイトを希望する場合は、担任を通して申し出てください。次の事項を厳守することと、事情の内容等を鑑み、保護者とも十分相談したうえで、本校が適否を判断します。

① 理由を記入した家庭からの願書を、担任を通して生活指導部に提出する。願書には、就業先・就業内容・賃金・期間・その他就業条件などを明記する。
② 就業先として、風俗営業（喫茶店やアルコール類を提供する業種など)、および危険を伴う業種は許可しない。
③ 常に本校生徒であることを自覚し、周囲に迷惑をかけない行動をとる。
④ いかなる場合でも、無届および申請とは異なるアルバイトは校則違反として指導します。

※中学校については、一切の就業を禁止しています。

・自転車通学

本校への自転車通学は、「本校までの距離が２㎞以上」「公共交通機関の利用が困難」である生徒のみ許可しています。条件を満たし、自転車通学を希望する人は、担任を通して許可申請書を生活指導部に提出してください。

なお、本校への通学は、学校が発行した許可証を貼付した自転車のみ使用可能です。その他の乗り物での登校は認めていません。

※自転車通学生徒は、必ず自転車保険に加入してください。
※自転車通学生徒は、雨天時にレインコートの着用が義務付けられています。
※交通ルール違反、通学マナー違反をした場合、自転車通学許可を取り消します。
※傘さし運転、二人乗り運転、並進運転、イヤホン（片耳含む）をしながらの運転、スマートフォンを操作しながらの運転、信号無視などは、道路交通法違反になります。
※自転車利用時には、ヘルメット着用を推奨しています（令和４年、道路交通法の改正により、自転車利用時のヘルメット着用が努力義務となりました)。

・喫煙、飲酒

20 歳未満の者の喫煙・飲酒は違法行為です。本校在学中は、校内外はもちろん、家庭内においても喫煙・飲酒は処分指導の対象となります。また、喫煙器具（ライターなど）の所持についても喫煙と同様に扱います。

・定期（不定期）テスト時の不正行為

本校では、年間５回の定期テストと、その他各種のテストがあります。テストは生徒自身の理解度を確認する大切な学習の機会です。事前に十分な学習をし、真剣に取り組んでください。

テスト時には筆記具のみを机の上に出し、その他の筆箱などは机上に置いてはいけません。机の中も空にして受験します。違反があった場合は不正行為として扱います。

また、携帯電話などの着信・使用や、テスト返却後の書き換えも不正行為として扱います。

・その他

学校の名誉を損なう言動や SNS への投稿など、他人に精神的・肉体的に損害を与えたり、学校生活の規律を乱したり、また、事件や事故を起こしたり、本校の指導に従わなかったりした場合は、処分の対象となります。